

飯塚市一般廃棄物処理基本計画及び飯塚市災害廃棄物処理計画（概要）

本市が実施する一般廃棄物及び災害廃棄物の適切かつ円滑な処理に関する基本方針及び対応策等を定めることとして両計画を次のように策定しました。

《計画①》飯塚市一般廃棄物処理基本計画

◆計画策定 令和4年3月

◆計画期間 令和4年度(2022年度)～令和18年度(2036年度)までの15カ年

[主な内容]

○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、市が行う一般廃棄物の処理に関して長期的な視点による基本的な方針を明確化する。

○計画期間15カ年でのごみ減量化等の目標とその達成に向けた基本施策を設定する。

〔ごみ減量化目標〕(R元)46,114t ⇒ (R18)40,392t (12.4%減)

〔汚水衛生処理率〕(R2)75.4% ⇒ (R18)78.3% (2.9%増)

《計画②》飯塚市災害廃棄物処理計画

◆計画策定 令和4年3月

◆想定災害 西山断層を震源とする大規模地震災害を想定

[主な内容]

○環境省が策定した「災害廃棄物対策指針」及び「福岡県災害廃棄物処理計画」との整合を図りつつ、市の災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方と、その具体的な対応策等を定める。

○市内での大規模災害の発生を想定した災害廃棄物発生量(最大値)を推計し、迅速かつ円滑な復旧・復興に向けた対応策等を計画する。

○災害に備える平常時の対応のほか、発生直後の初動対応や復旧・復興時における適切な対応等について計画する。

◎西山断層による地震災害での管内の災害廃棄物発生量（推計値）

[破壊開始点（震源）]

〔北西下部〕：190,227t （避難所ごみ）1.94t/日 （し尿）108,492L/日

〔中央下部〕：135,711t （避難所ごみ）1.38t/日 （し尿）92,343L/日

※環境省の指針では、被災地の早期復旧・復興の観点から、概ね3年以内での処理の終了を基本とするよう示されている。

※災害廃棄物発生量の推計は、過去に発生した災害を勘案し、本市で発生するおそれがある災害を想定し算出。